



古賀市長 中 村 隆 象 様

個別補助金の審査について（答申）

平成29年9月22日付け29古財発第217号で諮問のあった個別補助金の見直しに係る審査について、別添のとおり答申します。

平成30年1月29日

古賀市補助金審査委員会
委員長 宗 像 優

個別補助金の審査について
(答申)

平成30年1月29日

古賀市補助金審査委員会

1. はじめに

古賀市補助金審査委員会（以下「委員会」という。）は、古賀市補助金審査委員会条例に基づき、市が個人又は団体に対して交付する補助金、交付金その他の財政的援助（以下「補助金」という。）の透明性を確保するとともに、客観性に基づいた補助金の審査及び検証を行うため、市長から委嘱された5人の委員による附属機関として設置されました。

補助金制度の効率的かつ効果的な運用を目指すために策定した古賀市補助金改革実行計画では、「状況の変化に応じた定期的な見直しを図るため、3年ごとに補助金の継続的な見直しを実施する」こととしており、その見直しに係る審査について、平成29年9月22日付けで市長から委員会に諮問がありました。

2. 審査の対象

市の平成29年度一般会計当初予算における補助金（19節4細節）の予算額は、歳出総額（19,673,592千円）の2.8%に相当する552,952千円で、事業数は、96事業となっています。

このうち、公募型補助金を除く93の個別補助金について3か年をかけて審査を行うもので、今年度はその3分の1にあたる31事業の審査の諮問を受けました。

3. 審査の方法

審査にあたっては、平成28年度の補助実績に基づき、所管する担当課の考え方及び把握している諸事情等のヒアリングを行いました。

ヒアリングをふまえ、審査項目ごとに各委員が5段階で評価し、20点満点で採点を行い、その平均評点により判定を行いました。

（ア）審査項目

① 事業の公益性

- ・補助の目的が明確で、事業内容はその目的を達成する手段として適当か
- ・地域や市民のニーズや課題を的確に捉えているか
- ・広く市民に開かれているか

② 事業の効果

- ・効果を客観的に示すことができるか
- ・波及効果や新たな展開が期待できるか

③ 補助金額の妥当性

- ・補助率は2分の1以内か 超える場合はその必要性が明確か
- ・補助金額は事業費の10%未満または10万円未満ではないか
- ・繰越金は補助金額の2分の1を超えていないか

④ 事務の適正性

- ・補助対象事業、経費が明確で、補助金の充当費目は目的に沿っているか
- ・運営費や補助事業に直接関係ない経費、不適切な経費が含まれていないか
- ・補助事業者は公平に選定されているか
- ・市が事務局になっていないか

(イ) 評点

区分	評点
高く評価できる	5点
ある程度評価できる	4点
普通程度である	3点
あまり評価できない	2点
評価できない	1点

(ウ) 判定基準

平均評点	判定
1.3点以下	廃止
1.3点を超えるものの3点未満の審査項目を含む	見直し
上記以外	継続

4. 審査結果

上記の審査方法により、審査したそれぞれの判定結果は次のとおりとなりました。

① 「継続」と判定したもの

No	補助事業名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
3_7	福祉タクシー利用補助	4.25	4.00	4.00	4.00	16.25
2_9	日本女性会議参加補助	3.80	4.00	4.00	4.20	16.00

2_8	県女性海外研修の翼参加補助	3.80	4.00	4.00	4.20	16.00
2_4	耐震改修促進事業補助	4.20	3.20	4.20	4.20	15.80
3_9	部活動大会参加補助	4.00	3.75	3.75	3.75	15.25
1_9	北筑昇華苑使用料補助	4.00	3.20	3.80	3.80	14.80
2_10	市議会政務活動費補助	3.60	3.40	3.80	3.80	14.60
1_7-1	資源回収奨励金	3.80	3.60	3.40	3.60	14.40
1_4	公民館類似施設整備費補助	3.40	3.20	3.60	3.80	14.00
2_1	商工振興補助	3.80	3.60	3.20	3.20	13.80
3_10	学校給食費補助	3.50	3.25	3.00	3.50	13.25
1_3-1	スポーツ振興補助	3.40	3.00	3.40	3.40	13.20

②「見直し」と判定したもの

No	補助事業名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
3_11	行政相談委員活動補助	4.25	4.00	2.75	3.50	14.50
1_6	生ごみ処理機器購入費補助	3.60	2.80	3.40	3.60	13.40

③「廃止」と判定したもの

No	補助事業名	公益性	効果	妥当性	適正性	合計
1_8	剪定枝チップ機購入費補助	3.20	2.60	3.60	3.60	13.00
1_7-2	剪定枝回収奨励金	3.20	2.60	3.40	3.40	12.60
1_2	愛の献血推進協議会補助	4.20	3.40	2.40	2.60	12.60
3_2	老人クラブ連合会補助	3.50	3.25	2.75	3.00	12.50
3_3	社会福祉協議会補助	4.00	3.50	2.50	2.25	12.25
3_1	シルバー人材センター補助	3.25	2.75	3.50	2.75	12.25
2_7	林業振興・森林保全事業補助	3.80	3.00	2.80	2.60	12.20
2_2	食の祭典補助	3.40	3.20	3.20	2.40	12.20
1_1	食生活改善推進会補助	4.00	3.20	2.20	2.80	12.20
2_5	学校給食支援事業補助	3.20	2.60	3.00	3.00	11.80
3_5	身体障害者協会補助	3.50	3.00	2.50	2.75	11.75
2_3	まつり古賀補助	3.40	3.00	2.80	2.20	11.40

3_4	遺族会補助	3.00	2.75	2.75	2.50	11.00
3_8	学校人権教育研究協議会補助	3.50	2.75	2.00	2.50	10.75
3_6	障がい児・者親の会補助	3.25	2.50	2.25	2.75	10.75
1_5	文化芸術事業補助	3.40	2.60	2.00	2.60	10.60
1_10	同和地区活動補助	3.20	2.80	2.20	2.20	10.40
2_6	農商工連携支援事業補助	2.40	2.20	2.40	1.80	8.80
1_3-2	ジュニアスポーツ団体補助	2.40	2.00	1.60	2.00	8.00

5. 委員会日程

日にち	場所	内容
9月22日(金)	市役所第2庁舎 中会議室	個別審査 (食生活改善推進会補助、愛の献血推進協議会補助、スポーツ振興補助、公民館類似施設整備費補助、文化芸術事業補助、生ごみ処理機器購入費補助、資源回収奨励金、剪定枝チップ機購入費補助、北筑昇華苑使用料補助、同和地区活動補助)
10月20日(金)	市役所第1庁舎 第2委員会室	個別審査 (商工振興補助、食の祭典補助、まつり古賀補助、耐震改修促進事業補助、学校給食支援事業補助、農商工連携支援事業補助、林業振興・森林保全事業補助、県女性海外研修の翼参加補助、日本女性会議参加補助、市議会政務活動費補助)
11月17日(金)	市役所第1庁舎 第2委員会室	個別審査 (シルバー人材センター補助、老人クラブ連合会補助、社会福祉協議会補助、遺族会補助、身体障害者福祉協会補助、障がい児・者親の会補助、福祉タクシー利用補助、学校給食費補助、学校人権教育研究協議会補助、部活動大会参加補助、行政相談委員活動補助)
12月22日(金)	市役所第1庁舎 第2委員会室	答申書の審議

6. おわりに

地方公共団体である市が補助金を支出する根拠は、地方自治法第232条の2「普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附又は補助をすることができる」という規定にあります。しかしながら、補助金のあり方は時代の変化に合わせて常に見直されており、「公益上必要かどうか」という観点だけでなく、その適正性、妥当性、効果などについても、検証する必要があります。今回審査を行った補助事業においても、補助開始の経緯や補助額の根拠が不明なまま、長期にわたって継続しているものや、目的や対象経費があいまいなもの、補助の効果を示す指標を設定できていないものがありました。事業の見直しに当たっては、目的、対象経費、成果指標等を明確にした交付要綱を整備することが必至であると考えます。

また、市民の貴重な税金を財源としている以上、透明性の確保や説明責任が求められます。実績報告の内容が不十分で、審査が困難な事業も少なくありませんでした。会議開催回数や参加人数などの結果を単に報告するのではなく、補助金をどのように使って、どのような効果があったのかを委員会はもとより、市民に対しても説明できる報告となるように改善すべきです。そのためには、財政課でガイドラインなどを示して、報告の仕方の共通認識をもって臨んでもらうための具体策を検討することが必要であると考えます。

慎重審議の結果、今回の答申書を取りまとめました。各補助金の見直しに当たっては、当委員会の答申を十分尊重し、別添「補助事業に対する意見・要望・提案等」を留意のうえ、見直しに当たっていただくよう答申いたします。

古賀市補助金審査委員会

委員長	宗 像 優
副委員長	今 村 晃 章
委 員	小 河 武 文
委 員	貞 光 紀美子
委 員	山 崎 あづさ